４０　流行性角結膜炎

（１）定義

アデノウイルス D 種の 8、37、53、54、56、64/19a 型などによる眼感染症である。

（２）臨床的特徴

約１～２週間の潜伏期の後、急性濾胞性結膜炎の臨床症状を示して発病する。結膜の浮腫や充血、眼瞼浮腫が強く、流涙や眼脂を伴う。結膜出血点の存在は特異性が高い。耳前リンパ節の腫脹と圧痛をきたす場合が多い。角膜にはび慢性表層角膜炎や多発性角膜上皮下浸潤がみられ、異物感、眼痛を訴えることがある。偽膜を伴うことも多い。通常、発病後２～３週間程度で治癒する。感染性が大変強く、家庭内感染や院内感染を起こすことが多い。

（３）届出基準

ア　患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、（４）又は（５）を満たすことにより、流行性角結膜炎患者と診断した場合には、法第 14 条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ　感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、（４）又は（５）を満たすこと　により、流行性角結膜炎により死亡したと判断した場合には、法第 14 条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（４）届出のために必要な臨床症状等

急性濾胞性結膜炎の臨床症状があり、かつ、下記のうち１つ以上に該当すること。

ア　家族に流行性角結膜炎の患者がいること
イ　耳前リンパ節腫脹・圧痛の臨床所見があること
ウ　多発性角膜上皮下浸潤の臨床所見があること
エ　偽膜あるいは多数の結膜出血点の臨床所見があること

（５）届出のために必要な検査所見

次の表の左欄に掲げるいずれかの検査法によること

検査方法	検査材料
迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出	結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液
PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出	